

第Ⅵ編 地震・津波災害応急対策計画

第1章 活動体制の確立

第1節 災害対策本部等の組織計画

災害対策本部等の組織計画

□総括班

【基本方針】

阪神淡路大震災並びに東日本大震災を例として、地震・津波災害は突然襲ってくるため、一般災害の対策とは異なり災害対策の初動体制が立ち上げにくい特徴がある。我が国の地震には、局所的ではあるが、猛烈な地震動を伴う内陸直下型地震と、長時間にわたる大きな横揺れや津波を伴った海洋型地震とに大別され、前者では構造物倒壊や土砂崩れ等が、後者では中高層建築物の基礎損壊や津波による広域での浸水災害等が代表的な被災例として挙げられる。また、軟弱な沖積地盤に生活圏を置くことが多い我が国では、地震による地盤の液状化に伴った家屋被害も多数報告されている。

こうした大規模地震・津波発生時には、特に発災直後において防災関係機関が緊密な連携のもと、的確な初動対応を行うことが極めて重要であり、災害対策本部等の施設や要員の被災も予想される中で、災害応急活動体制を速やかに整える必要がある。

このため、福岡管区気象台が発表する地震・津波に関する情報及び国や県から伝達される緊急地震速報や震度情報等により、一定規模以上の地震・津波が発生した場合には、市は一般災害対策：第Ⅲ編に定めるほか、以下により迅速かつ的確に災害応急活動実施体制を敷き、職員の動員配備を行う。

1. 災害対策本部の組織

災害対策本部には本部長、副本部長のもとに班長、班員を配備し、消防本部・消防団、指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関等の協力を得ながら災害応急対策を実施する。

災害対策本部長は市長をもって充て、災害対策本部の事務を総括し、各部署の職員を指揮監督する。また、災害対策副本部長は副市長をもって充て、災害対策本部長を助け、本部長が不在または連絡不能の場合には、その職務を代理する。災害対策本部員は災害対策本部長の命を受け、災害対策本部の事務に従事する。

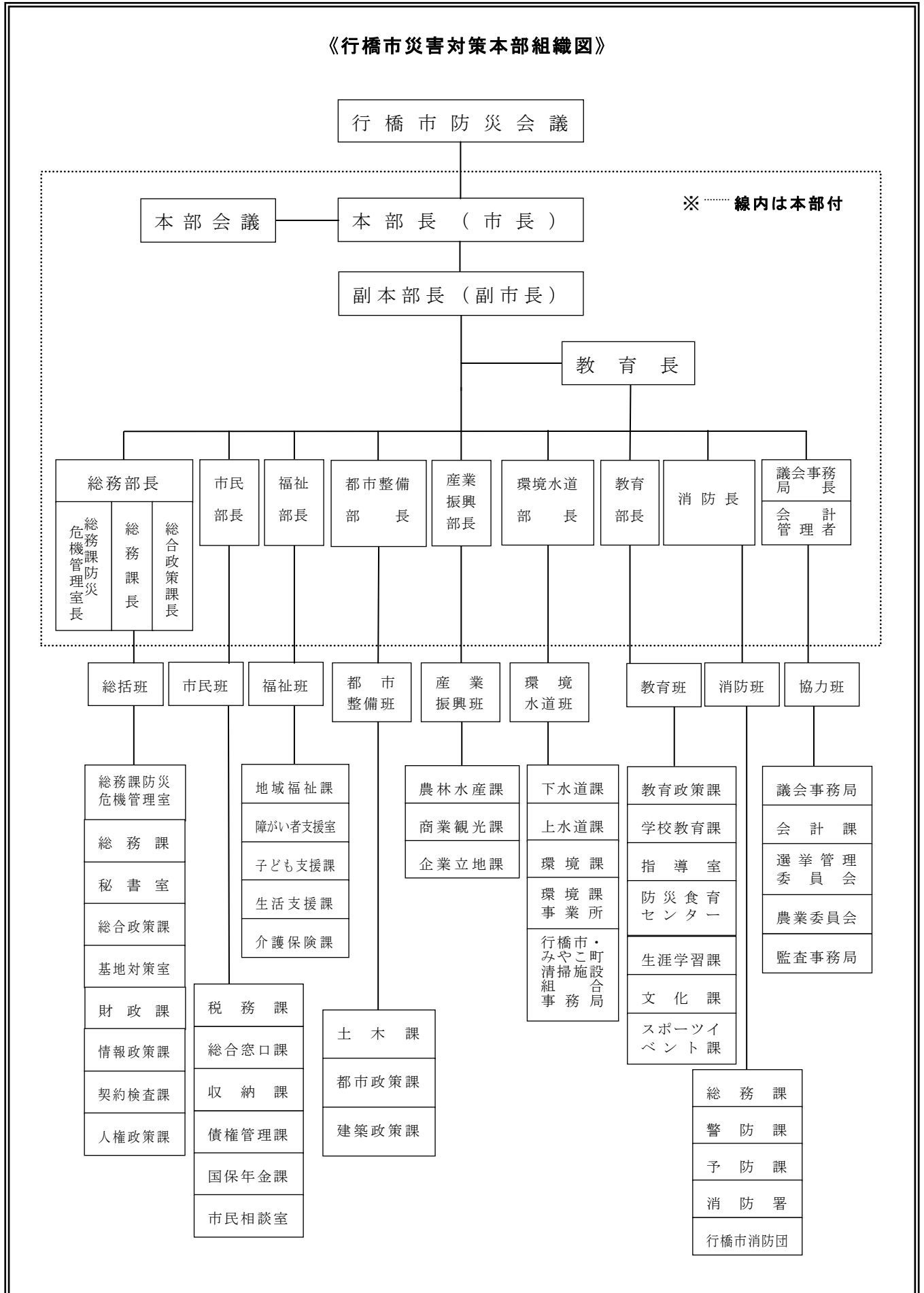
災害対策本部には以下に示す対策班を置くこととするが、本部長が必要と認めるときはこれ以外の班を置くことができる。

- 1) 総括班（総括・広報・秘書・情報・財政・避難所担当）

【第VI編 地震・津波災害応急対策計画】
第1章 第1節 災害対策本部等の組織計画

- 2) 市民班
- 3) 福祉班
- 4) 都市整備班
- 5) 産業振興班
- 6) 環境水道班
- 7) 教育班
- 8) 消防班
- 9) 協力班

《行橋市災害対策本部組織図》



2. 設置及び閉鎖基準

(1) 災害警戒本部の設置

1) 警戒体制発令

次の場合で、災害対策本部の設置までには至らないと判断される時は、総務部長の判断において災害対策本部に準じた災害警戒本部を設置し事態の対処にあたる。
なお、その旨を市長・副市長に報告する。

- ア. 市域で震度4以上の地震が観測され、または津波に関する注意報が発表されたとき。また、軽微な災害が発生あるいは今後の地震活動の見通しなどにより発生が予想されるとき。
- イ. 市域または市に隣接する地域で地震や津波に伴った大規模事故や火災等が発生し、その被害が住民生活に支障を及ぼす可能性が大きくなると予想されるとき。

2) 配備体制

災害警戒本部の配備は第1警戒体制・第2警戒体制に分けて行うが、その体制は本編第1章第2節「動員配備計画」に準ずることとする。

3) 災害対策本部への移行

市内の被害状況等から、災害応急活動が必要と判断される場合は速やかに市長にその旨を報告し、災害対策本部に移行しうる体制をとる。

(2) 災害対策本部の設置

- 1) 災害対策本部は市長の判断において設置し、市長が災害対策本部長に就任する。
- 2) 災害対策本部の配備は第1配備体制・第2配備体制に分けて行うが、その体制は本編第1章第2節「動員配備計画」に準ずることとする。

(3) 災害警戒本部及び災害対策本部の設置基準等

《災害警戒本部及び災害対策本部の設置基準等》		
	災害警戒本部設置基準	災害対策本部設置基準
設置者	総務部長	市長
動員配備	第1・第2警戒体制	第1・第2配備
設置基準	震度4以上の地震が観測され、または津波注意報あるいは警報が発せられた場合で、情報収集伝達等の初動対応を行う必要があると認められるとき。	震度5強以上の地震が観測され、または津波警報が発せられた場合で、救助その他の対策が必要と認められるとき。

(4) 災害警戒本部及び災害対策本部の設置場所

災害警戒本部及び災害対策本部の設置場所は、行橋市庁舎内とする。

なお、本庁舎が大きく被災し、災害対策本部の設置または災害応急対策活動が困難と判断される場合には、情報通信機能を優先して消防本部を災害対策本部の代替設置場所とする。この場合において、市は災害応急対策活動と並行して市が管理する施設に対して災害対策本部としての使用可否等について、直ちに調査し、速やかに災害対策本部の代替施設として確保する等して、災害対策拠点を確立する。

(5) 災害警戒本部及び災害対策本部の閉鎖基準

《 災害警戒本部及び災害対策本部の閉鎖基準 》

次の状況を基準として、設置者が閉鎖する。

- a. 予想された災害の危険が解消したと認められたとき
- b. 災害の応急対策が完了したと認められたとき

(6) 災害警戒本部及び災害対策本部の設置または閉鎖の通知

本部長は、災害警戒本部及び災害対策本部を設置または閉鎖したときは、速やかに関係機関に通知及び報告する。

3. 事務分掌

部名	班	課名	分掌事務
総務部	総括班 〔班長〕 総務部長 〔副班長〕 総務課防災 危機管理室長 総務課長 秘書室長 総合政策課長 総合政策課 基地対策室長 財政課長 情報政策課長 契約検査課長 人権政策課長	総務課防災 危機管理室 総務課 人権政策課 避難所担当者 (全課より)	(総括) 1 本部会議連絡調整に関する事 2 防災会議、県、その他関係機関との連絡に関する事 3 災害応急対策について必要な指示に関する事 4 災害応急対策資材の購入、集配、管理に関する事 5 自衛隊の派遣要請及び協力機関の協力要請に関する事 と 6 災害救助活動の実施推進調整に関する事 7 本部の設置または閉鎖に関する事 8 本部の庶務に関する事 9 要員確保に関する事 10 各班の動員に関する事 11 班内外の連絡調整に関する事 12 災害に関わる気象情報の収集に関する事 13 避難所の開設及び運営に関する事 14 避難勧告、指示伝達に関する事 15 自主防災組織に関する事 16 無線通信に関する事 17 災害時の渉外に関する事 18 ヘリポートの設置に関する事 19 職員の安全衛生に関する事 20 災害関係文書の浄書、受理及び発送に関する事 21 り災証明に関する事 22 防災功労者の表彰に関する事 23 災害従事職員の公務災害に関する事 24 災害従事市民の災害に関する事 25 他班の所管に属しないこと
		秘書室 総合政策課 総合政策課 基地対策室 情報政策課	(広報) 1 報道機関との連絡調整に関する事 2 住民への広報活動に関する事 3 災害相談窓口に関する事 (秘書) 1 本部長及び副本部長の秘書に関する事 (情報・校区対応) 1 被害情報の収集及び連絡に関する事 2 災害調査結果(写真含む)の収集及び記録のとりまとめに関する事 3 分担校区内災害の予防・警戒に関する事 4 地元住民等の協力活動のための連絡調整に関する事 5 各班との通信連絡に関する事
		財政課 契約検査課	(財政) 1 災害対策に即応する財政措置に関する事 2 必要車両等の確保及び緊急通行車両の運用に関する事 と 3 庁用自動車の配車に関する事 4 庁内の電気及び電話に関する事 5 庁舎並びにその構内の取締り及び庁舎建築物被害の調査並びに復旧対策に関する事

部名	班	課名	分掌事務
市民部	市民班 〔班長〕 市民部長 〔副班長〕 税務課長 総合窓口課長 総合窓口課 市民相談室長 収納課長 債権管理課長 国保年金課長	税務課 総合窓口課 総合窓口課 市民相談室 収納課 債権管理課 国保年金課	1 災害用諸物資の輸送に関する事 2 応急対策資材の輸送に関する事 3 班員及びその他応急要員の輸送に関する事 4 災害応急作業に関する事 5 庁外活動の応援に関する事 6 災害による税の猶予及び減免に関する事 7 班内災害調査結果のとりまとめ及び報告に関する事 8 所管施設・設備の災害予防及び応急対策・復旧に関する事 9 所管施設・設備の災害写真撮影及び記録に関する事 10 各区長との連絡調整に関する事 11 班内の連絡調整に関する事
福祉部	福祉班 〔班長〕 福祉部長 〔副班長〕 地域福祉課長 地域福祉課 障がい者支援室長 子ども支援課長 生活支援課長 介護保険課長	地域福祉課 地域福祉課 障がい者支援室 子ども支援課 生活支援課 介護保険課	1 避難所の収容及び医療、助産の措置に関する事 2 避難行動要支援者の避難等に関する事 3 災害救助法の申請手続等に関する事 4 災害救助物資の配分計画、保管並びに出納に関する事 5 医薬品、衛生材料の調達及び配分に関する事 6 ボランティアに関する事 7 遺体の処理に関する事 8 所管施設・設備の災害予防及び応急対策・復旧に関する事 9 り災者の生活支援に関する事 10 り災労働者の福祉対策に関する事 11 災害義捐金品・見舞金品等に関する事 12 保育所の管理及び保育児の保護に関する事 13 所管施設・設備の災害写真撮影及び記録、報告に関する事 14 班内災害調査結果のとりまとめ及び報告に関する事 15 班内の連絡調整に関する事
都市整備部	都市整備班 〔班長〕 都市整備部長 〔副班長〕 土木課長 都市政策課長 建築政策課長	土木課 都市政策課 建築政策課	1 所管施設・設備の災害予防及び応急対策・復旧に関する事 2 災害時における交通対策に関する事 3 災害廃棄物・障害物の除去に関する事 4 災害時の住居対策に関する事 5 市営住宅の応急修理に関する事 6 避難所の設営に関する事 7 水防活動に関する事 8 所管施設・設備の災害写真撮影及び記録に関する事 9 班内災害調査結果のとりまとめ及び報告に関する事 10 班内の連絡調整に関する事

【第VI編 地震・津波災害応急対策計画】
第1章 第1節 災害対策本部等の組織計画

部名	班	課名	分掌事務
産業振興部	産業振興班 [班長] 産業振興部長 [副班長] 農林水産課長 商業観光課長 企業立地課長	農林水産課 商業観光課 企業立地課	1 所管施設・設備の災害予防及び応急対策・復旧に関すること 2 り災者、職員及び防災作業協力員の食糧調達に関すること 3 炊き出しに関すること 4 農作物、林産物及び水産被害に関すること 5 農林作物の病害虫及び家畜伝染病の防疫に関すること 6 林野火災の防災対策に関すること 7 商工観光被害に関すること 8 り災に伴う中小企業の財政援助に関すること 9 所管施設・設備の災害写真撮影及び記録に関すること 10 班内災害調査結果のとりまとめ及び報告に関すること 11 班内の連絡調整に関すること
環境水道部	環境水道班 [班長] 環境水道部長 [副班長] 下水道課長 上水道課長 環境課長 環境課事業所長 行橋市・みやこ町清掃施設組合事務局長	下水道課 上水道課 環境課 環境課事業所 行橋市・みやこ町清掃施設組合事務局	1 都市下水路ポンプ施設の運転操作に関すること 2 飲料水の確保及び給水に関すること 3 その他、水道に関すること 4 災害時における公害対策に関すること 5 災害時の環境衛生に関すること 6 災害時の防疫に関すること 7 災害時におけるし尿及びびん・茶処理に関すること 8 仮設トイレの設置に関すること 9 遺体・遺骸の埋葬に関すること 10 愛玩動物の保護に関すること 11 所管施設・設備の災害予防及び応急対策・復旧に関すること 12 所管施設・設備の災害写真撮影及び記録に関すること 13 班内災害調査結果のとりまとめ及び報告に関すること 14 班内の連絡調整に関すること
教育部	教育班 [班長] 教育部長 [副班長] 教育政策課長 学校教育課長 学校教育課指導室長 行橋市 防災食育センター長 生涯学習課長 文化課長 スポーツイベント課長	教育政策課 学校教育課 学校教育課指導室 行橋市 防災食育センター 生涯学習課 文化課 スポーツイベント課	1 所管施設・設備の災害予防及び応急対策・復旧に関すること 2 学校における児童・生徒等の避難に関すること 3 学校における応急教育の方法に関すること 4 学校における教科書、教材の確保に関すること 5 学校における教職員の動員に関すること 6 文教施設における避難所の開設及び運営の応援に関すること 7 防災食育センターにおける炊き出しに関すること 8 体育及び社会教育諸団体との連絡に関すること 9 班内の連絡調整に関すること 10 所管施設・設備の災害写真撮影及び記録に関すること 11 班内災害調査結果のとりまとめ及び報告に関すること

部名	班	課名	分掌事務
消 防 部 本 部	消防班 [班長] 消防長 [副班長] 消防次長 総務課長 警防課長 予防課長 消防署長 消防団長	総務課 警防課 予防課 消防署 消防団	1 防火に関すること 2 消防団との連絡に関すること 3 災害による応急救助全般の具体策の樹立及び実施に関すること 4 災害時における危険物の取扱いに関すること 5 救出、救急及び行方不明者の捜索業務に関すること 6 市民班の応援に関すること 7 住民の避難誘導に関すること 8 所管施設・設備の災害写真撮影及び記録に関すること 9 班内災害調査結果のとりまとめ及び報告に関すること 10 班内の連絡調整に関すること
協力部	協力班 [班長] 議会事務局長 [副班長] 会計管理者 会計課長 議会事務局次長 選挙管理委員会 事務局長 農業委員会 事務局長 監査事務局長	議会事務局 会計課 選挙管理委員会 農業委員会 監査事務局	1 災害時における議会関係緊急対策に関すること 2 緊急を要する他班への応援協力に関すること